

要配慮者の事前避難に関する意見

<医療機関>

- ・入院患者を他の施設へ移動する場合、健康への影響（症状の悪化）や転倒による骨折などのリスクが大きいため、事前避難は困難である。【関係者】
- ・津波浸水の恐れのあるフロアの入院患者については、1週間、上層階に避難させるのが現実的ではないか。【関係者】
- ・入院患者を事前避難させる場合、複数の職員で搬送しなければならず、必要な職員を確保できるか懸念がある。【専門部会委員】

<社会福祉施設>

- ・施設入所者の殆どが自力で歩行することができないため、介護する側の負担が非常に大きくなり、移動を伴う事前避難は容易ではない。【関係者】
- ・施設ごとに立地条件等が異なるため、統一的な対応を位置付けることは難しいが、施設内で垂直避難する対応が現実的ではないか。【専門部会委員】
- ・事前避難者を受入れる場合、家族も同伴して援助してほしい。【関係者】
- ・他施設から事前避難の受け入れ要請があった場合、要請元の職員が同行してくれるのであれば、受け入れは可能である。【関係者】